

天理市立公民館分館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

天理市教育委員会

教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第1号

天理市立公民館分館規則の一部を改正する規則

天理市立公民館分館規則（昭和47年7月天理市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

天理市立朝和公民館西長柄分館	天理市西長柄町76番地1
----------------	--------------

」

を

「

天理市立朝和公民館西長柄分館	天理市西長柄町76番地2
----------------	--------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。